

岡崎市監査委員公告第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市教育委員会（教育長）から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和6年9月25日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	三宅健司
同	鈴木静男

措置の通知書（教育委員会事務局社会教育課）

令和5年4月30日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第1号関係分

令和6年1月26日まで

監 査 結 果	措 置 状 況
文化財保存事業費補助金の交付事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、補助金等交付基準に準拠した適正な処理をされたい。 (1) 実績報告時に支払が完了している補助対象経費について、支払証拠書類での確認を行っていないものがあった。 (2) 実績報告時に支払が完了していない補助対象経費について、支払い完了後に支払証拠書類での確認を行っていなかった。	(1) 実績報告時に支払が完了している補助対象経費については、支払証拠書類での確認を行った。 (2) 実績報告時に支払が完了していない補助対象経費については、支払証拠書類での確認をすることを申請者に伝達し、支払完了後に確認を行った。